

女性 消防団員を 募集します



- 募集人員 若干名
- 募集期限 2月1日(火)～2月28日(月)
- 任用開始 4月1日(金)から
- 任用要件
 - ・町内に居住または勤務する者
 - ・年齢満18歳以上の者
- 報酬等
 - ・年額報酬の支給
 - ・出勤回数に応じた支給
 - ・公務災害補償の適用
 - ・退職報償金の支給
- 応募方法
消防団事務局（役場生活安全課）までお電話ください。



消防団とは？

「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、地元地域の消防・防災活動を行う組織です。

消防団の特性

消防団の構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ有しています。

消防団の役割

消防団は、消防活動のみならず、地震や風水害等の大規模災害時に多数の動員を必要とする救助救出活動、避難誘導、災害防護活動など、非常に重要な役割を担う他、巡回広報などの地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力の向上に大きな役割を果たしています。

女性の活躍を存じますか？

女性消防団員数は全国で年々増加しており、令和3年4月1日現在、約2万7千人（全体の3.4%）の女性が消防団員として活躍しています。

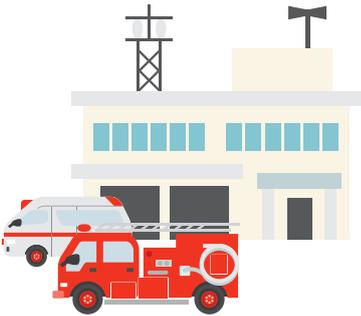
女性消防団員の取組

次のような取組をできる範囲で無理なく行っています。

- （活動例）
- ・住宅用火災警報器の普及促進
- ・一人暮らしの高齢者宅の防火訪問
- ・住民に対する防災教育
- ・防火広報、防火紙芝居 等

お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G
☎(84)3618（直通）



人権は身近なものです

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。人権は難しいものと考えられがちですが、私たちの生活と密接に関係していることです。常に関心をもって自分の問題として考えてください。

○同和問題の解決には

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上でいろいろな差別を受けるといって、重大な人権問題です。

この問題の解決には、国民一人ひとりが同和問題について、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年12月16日に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律で地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえた連携を図りつつ、部落差別に関する相談に的確に対応するための体制の充実に努めることや、地域の実情に応じ、部落差別を解消するため必要な教育や啓発に努めることが定められました。

町としても、引き続き差別意識の解消に向けた啓発活動や人権教育など、同和問題が解決されるよう取組を進めていきます。

